

## 学校と警察との相互連携に係る協定書

小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と神奈川県警察本部（以下「警察本部」という。）とは、児童・生徒支援のための学校と警察との相互連携について、次のとおり協定を締結する。

また、協定の運用に当たっては、この協定の目的を逸脱することなく、児童・生徒に対する指導・支援を行う上で、真に相互連携が必要な場合に限り、情報提供するものとする。

（目的）

第1条 この協定は、教育委員会と警察本部が、相互に児童・生徒の個人情報を提供し緊密に連携して児童・生徒支援に活用することにより、児童・生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 非行集団 暴走族等、継続的に犯罪行為等を繰り返す集団をいう。
- (2) 犯罪行為等 違法行為及び不良行為（飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をいう。）をいう。

（連携機関）

第3条 この協定において、連携を行う機関（以下「連携機関」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 教育委員会並びに小田原市立の小学校、中学校（以下「学校」という。）
- (2) 警察本部及び神奈川県内に所在する警察署（以下「警察」という。）

（連携の内容）

第4条 連携機関は、一般的な連携はもとより、相互に児童・生徒の個人情報を提供し、必要に応じて協議を行い、健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図るものとする。

（情報提供する事案）

第5条 この協定により連携機関が提供する情報は、次の事案に係るものとする。

- (1) 警察から学校へ提供する事案
  - ア 児童・生徒を逮捕又は身柄通告した事案
  - イ 非行集団に関係する児童・生徒の事案
  - ウ 児童・生徒の犯罪行為等のうち他の児童・生徒に影響を及ぼすおそれのある事案
  - エ 児童・生徒が犯罪行為等を繰り返している事案
  - オ 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案
- (2) 学校から警察へ提供する事案
  - ア 犯罪行為等に関する事案
  - イ いじめ、児童虐待等に関する事案
  - ウ 非行集団に関する事案
  - エ 薬物等に関する事案
  - オ 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案

(情報提供の内容)

第6条 学校と警察が提供する情報は、次の内容とする。

- (1) 当該事案に係る児童・生徒の氏名及び住所並びに学校からの情報提供については、その他の学籍に関する内容
- (2) 当該事案の概要に関する内容
- (3) 当該事案に係る指導状況に関する内容

(連携の従事者及び方法)

第7条 情報提供の方法は、情報提供事案を取り扱った警察署長又は警察署長があらかじめ指定する者及び校長又は校長があらかじめ指定する者が口頭又は文書により行うものとする。

(秘密の保持)

第8条 連携機関は、収集した情報について、次の通り取扱うものとする。

- (1) 秘密の保持を徹底する。
- (2) 情報収集した文書の保存期限は1年とし、保存期限を過ぎた文書は確実に廃棄する。
- (3) 収集した情報は、この協定の目的以外の目的に利用し、又は連携機関以外のものに提供してはならない。

(連携機関の責務)

第9条 この協定に係る連携を行うに当たっては、連携機関は次の事項に努めなければならない。

- (1) 提供する情報については、正確を期すること。
- (2) 児童・生徒への対応に当たっては、この協定の目的を踏まえ、教育効果及び健全育成に配慮した適正な措置を講ずること。
- (3) 警察は、収集した情報を犯罪捜査に利用しないこと。また、学校は、収集した情報を児童・生徒に不利益処分を課すために利用しないこと。
- (4) 学校が情報提供をするに当たっては、児童・生徒に対し保護者と連携して十分な指導・支援を積み重ねた上で行うこと。

(検証)

第10条 連携機関は、この協定の運用状況について、毎年度検証し、その検証結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。

(協議)

第11条 この協定を円滑に実施するため、連携機関は必要に応じ、協議を行うことができる。

(施行)

第12条 この協定は、平成23年10月11日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、小田原市教育委員会教育長及び神奈川県警察本部長が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年10月6日

小田原市教育委員会  
教育長 前田 輝 男 印

神奈川県警察  
本部長 久我 英 一 印